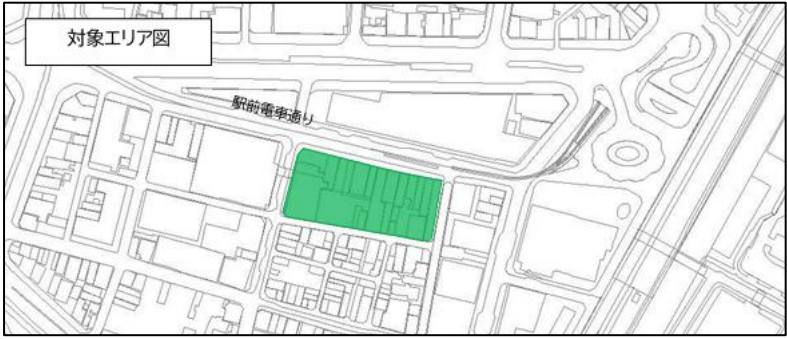


②:建替・建物改修支援事業(電車通り南側9街区) 概要

対象エリア	電車通り南側9街区		
対象事業	建替、建物改修		
対象経費	【建替】	【建物改修】	
		躯体・内装	外壁・屋上
	<ul style="list-style-type: none"> ・工事費(躯体、内装、外装、解体撤去等) ・設備導入費 ・委託費等(設計、調査費等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事費(躯体、内装、外装、解体撤去等) ・設備導入費 ・委託費等(設計、調査費等) 	
対象者	事業実施者(所有者、出店者等)		
補助率	3分の2 (県 1/3 市 1/3)		
補助額 ※いずれか低い方	対象経費の3分の2又は 129,000 円/m ² ×事業後延床面積	対象経費の3分の2又は 72,000円/m ² ×施工床面積	対象経費の3分の2又は 24,000 円/m ² ×施工壁(屋上)面積
補助上限額	200,000 千円	100,000 千円	24,000 千円
対象エリア	電車通り南側(右図:緑色着色部分)	 <p>対象エリア図</p> <p>駅前電車通り</p>	
諸条件等	<p>○補助額について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助額の算出基礎となる事業後延床面積は、支援対象外用途(政治的活動、宗教的活動、住居系用途等)となる床面積を除く。 ※住居系用途は分譲住宅、賃貸住宅、住居兼事業所、シェアハウス等、居住機能を持つものを指す。 <p>○県都まちなか再生ファンド事業の建替・建物改修支援事業(電車通り南側9街区)又は、観光誘客に資する洗練された店舗等支援事業の支援を受けた物件を含むものでないこと。</p> <p>○建替又は建物改修の躯体・内装工事の場合、事業実施後の床の用途について、店舗または事務所の用途を含むこと。</p> <p>○建替又は1階を対象とする建物改修の躯体・内装工事の場合、1階を「商業・サービス業」の用途とすること。</p> <p>○県、市のほか、他支援制度と補助対象経費の重複がないこと。</p>		

【備考等】

1 対象事業について

- ・まちなかのにぎわい創出につながる、まちなかの魅力向上や景観整備に資する事業に限る。
- ・「建替」・・・既存建物を除却し、新たに建築物を建築するもの(空地に新築する場合は、対象外)。
- ・「建物改修」・・・建物の躯体工事・内装工事、外壁工事、屋上工事とする。
- ・事業完了時(実績報告書提出)の対象物件の入居率が、60%以上となる見込みのある事業を対象とする。
(入居率:対象物件の延床面積に占める、自己使用している床面積及び賃貸借契約締結済みの床面積割合)

2 対象経費について

- ・設備導入費については、備品購入費(移動が容易な物品)を除く。
- ・委託料等については、工事と一体的に必要なものであれば対象とし、設計費、廃棄処分料、デザイン料等を含む。

3 対象者について

- ・事業実施者(建物所有者、賃貸借契約者、家守会社、ディベロッパー等)を対象とし、連名の申請も可とする。
(補助金の支払いは任意の1口座のみ)
- ・同一実施者が複数の事業を実施する場合も対象とする。

4 建替事業の補助上限額について

- ・原則、事業(申請)数ごとに上限2億円とする。

5 本事業の支援物件への「店舗等のリノベーション支援」の適否

- ・1年以上空き店舗となっている物件に限って、支援対象とする。

※現行の「店舗等のリノベーション支援」は、「優良建築物等整備事業」及び「市街地再開発事業」の各施工区域を対象外としているが、令和5年度から、下記事業による財政支援を受けた物件等についても、「1年以上空き店舗となっている物件」の場合には支援対象とする。

- ・優良建築物等整備事業
- ・市街地再開発事業
- ・県都まちなか再生ファンド事業

6 複数年度に渡る事業の場合の補助金支払いについて

各年度の2月15日までに事業(一部)完了報告書の提出を受け、工事進捗状況等の確認を行う。確認後に年度毎の出来高を算出し、確定通知書の交付後に補助金を支払うものとする。